

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2025-004 事件

競技者氏名： 光永翔音

競技種目： 競泳

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2026年3月10日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 塚本 聡

塚本 聡

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、2026年3月10日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2026年3月10日

塚本 聡 塚本 聡

森丘 保典 森丘 保典

金子 晴香 金子 晴香

### 記

#### 〔決定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.10 項に従い、検体採取の日である 2025 年 9 月 4 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 11 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2025 年 9 月 4 日に開催された「第 101 回日本学生選手権水泳競技大会」における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項及び同 10.6.1.1 項及び同 10.13.1 項により、2025 年 11 月 5 日より 4 ヶ月間の

資格停止とする。

〔理由〕

1. 本件は、後述するとおり、競技者に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会（時）検査（以下「本件検査」という。）において、競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本水泳連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 2025 年 9 月 4 日 18 時 16 分から同日 19 時 15 分にかけて実施された競技会（時）検査において、競技者の尿検体からツロブテロール（Tulobuterol）が検出されたが、これは 2025 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3 ベータ 2 作用薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求しなかったため、B 検体の分析は実施されなかった。また、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む。）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
3. そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.10 項に基づき、検体採取の日である 2025 年 9 月 4 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 11 月 26 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（2025 年 9 月 4 日に開催された「第 101 回日本学生選手権水泳競技大会」における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
4. 競技者は、本件検査に先立つ 2025 年 9 月 2 日、咳嗽の症状を抑えるためにツロブテロールテープ（以下「本件処方薬」という。）を医師（以下「本件医師」という。）から処方され、皮膚に貼付したところ、本件処方薬には上記検出物質が含まれており、これが陽性判定の原因であると主張するとともに、上記検出物質を意図的に使用したものではなく、本件処方薬をあくまで治療目的で使用したものであった旨主張している。
5. 上記検出物質は、禁止表における「特定物質」に該当するところ、JADA は、競技者の上記検出物質が本件処方薬に由来することを認め、競技者による上記検出物質の使用が意図的であった旨の主張・立証は特段行っていない。したがって、本件は、JADA が本件の違反が意図的であった旨立証できた場合に該当しないことから、本規程 10.2.1.2 項及び同 10.2.2 項に従い、資格停止期間は原則として 2 年間となる。
6. そこで、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度を検討すると、本聴聞会に提出された証拠及び本聴聞会の全趣旨によれば、競技者が本件処

方薬を使用した経緯等について、以下の事実を認定することができる。

- (1) 禁止物質が体内に入らないようにすることは、競技者が自ら取り組まなければならない責務であること（本規程 2.2.1 項参照）から、競技者は、アンチ・ドーピングとの関係において、医師の選定についても自ら責任を負う（本規程 10.5 項の解説参照）。この点、競技者は、所属大学水泳部のコーチに相談したところ、同水泳部出身でオリンピック競技大会のメダリストである人物を含め、所属大学の有力選手に対する診療経験がある医師であるとの説明を受け、本件医師を紹介され、当該コーチの説明を信頼し、受診したものである。
  - (2) 競技者は、2025 年 9 月 2 日の初診時、本件医師に対し、自身がドーピング検査の対象となり得る選手であること及び禁止物質が含まれる薬は避けたいことを伝えた。本件医師は、これを了承し、また、オリンピック競技大会のメダリストである人物を含め、競技者の所属大学の有力選手に対する診療経験が豊富である旨を競技者に対して告げた。
  - (3) 上記(1)及び(2)の事情から、競技者は、本件医師から何らの説明なく禁止物質を含む薬が処方することはないと信頼した。
  - (4) ところが、本件医師は、本件処方薬に禁止物質が含まれることを競技者に伝えることなく、本件処方薬を処方した。
  - (5) 本件処方薬は喘息等の治療のために広く用いられ、アンチ・ドーピング規則違反の事例も蓄積していることから、近年、禁止物質を含むという情報がスポーツに関わる者一般に浸透してきている。競技者がインターネット検索等を行えば、本件処方薬が禁止物質を含むことは容易に知ることができたにもかかわらず、競技者はそのような調査を行わなかった。
  - (6) 競技者は幼少期から競技を継続しており、その間、日本代表選手が選考される日本選手権水泳競技大会等、ドーピング検査が行われ得る競技大会に複数回出場していたにもかかわらず、アンチ・ドーピングについて積極的に知識を得ようとしてはいなかった。
7. そもそも、禁止物質が体内に入らないようにする責任は、最終的には競技者自身にあるところ、競技者は、本件処方薬について何ら調査することなく使用しており、過誤又は過失が全くなかったとはいえない。
8. しかし、競技者は、オリンピック競技大会のメダリストである人物を含め、競技者の所属大学の有力選手に対する診療経験がある医師として自らのコーチから推薦された本件医師に対し、禁止物質を含む薬は避けたいことを伝え、本件医師からもかかる経験について説明を受けた上で診察を受けたものである。そのため、医師の選定自体について、競技者に特段不適切な点は見受けられない。それにもかかわらず本件医師が禁止物質を含む薬であることを説明しないということは、競技者にとって想定外であるといえ、この点は酌むべき事情であるといえる。加えて、競技者は競技団体や所属大学から特段アンチ・ドーピングに関して講習を受ける機会は（簡単な E ラーニングを除き）なかったとのことであり、また、競技者はこれまで自らが競技者であり禁止物質を含有する薬を処方しないように複数の医師に伝えてきており、本件医師による本件処方薬の処方までは問題が発生したことがなかったとのことである。これらの点や、本件が 1 回目の違反であることも考慮すると、競技者の過誤又は過失の程度は重大とまではいえないと認められる。
9. なお、競技者はドーピングコントロールフォームに本件処方薬について記入していないが、

ドーピングコントロールフォームに「服用した薬またはサプリメント」と書かれているため本件処方薬について思い至らなかったとのことであり、この点は特段競技者に不利に考慮しない。

10. 以上の各事情からすれば、本規程 10.6.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤又は過失の程度を総合考慮の上で、競技者を4ヶ月間の資格停止とするのが相当である。
11. 本件では、JADA 担当者による 2025 年 11 月 26 日の通知以降、本決定に至るまで、本規程 7.4.2 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては 2026 年 3 月 10 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.13.2.1 項により、競技者は、最終的に課される資格停止期間から、上記の暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。さらに、本件においては、2025 年 11 月 26 日の上記通知に至るまでの間、JADA が同年 9 月 26 日に禁止物質が検出された旨競技者に連絡した後、遡及的 TUE 申請が行われた同年 11 月 20 日まで、2ヶ月弱を要している。この間、本件医師から遡及的 TUE 申請への協力が得られなかった等の事情が存在しており、少なくとも3週間については、競技者の責めに帰すべきでない事情によるものであるから、本規程 10.13.1 項に基づき、資格停止期間の開始日を3週間分遡及させるものとし、その帰結として、競技者の資格停止期間の開始日は 2025 年 11 月 5 日となる。

以上より、上記の決定をするに至った。

なお、競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上